

橋本市学生就職支援金のご案内

橋本市では、国、県と共同で東京圏内の大学を卒業して、市内の企業へ内定した方に対し交通費（上限 16,000 円）および移住に係る移転費（上限 108,000 円）を支給します。

【対象者】

- ・大学又は大学院の卒業年度に、東京都内に本部がある東京圏内のキャンパスに在学し、大学等を卒業若しくは修了する見込みの方、又は当該大学等を卒業若しくは修了後 1 年以内の方
- ・大学の卒業又は修了年度において、東京圏内に継続して在住していること
- ・和歌山県内に所在する企業に就職することが内定していること、又は就職後 1 年以内であること
- ・市に移住し、1 年以上継続して居住する意思を有していること
- ・暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと
- ・日本人であること若しくは外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有すること



【対象となる就職先】

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者、性風俗関連特殊営業又は接待業務受託営業を営む者でないこと
- ・暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと
- ・官公庁等(第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。)でないこと
- ・交付対象者にとって 3 親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと
- ・原則、週 20 時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること、又は基づいて就業する見込みであること
- ・和歌山県内を中心とした勤務であること。(東京圏への勤務を前提としていないこと)
- ・市町村税その他市に対する滞納がないこと

【対象経費】※職を辞した場合など全額返還が生じることがあります。

- ・往復交通費（鉄道賃、バス賃、航空賃、高速道路利用料に限る）1/2 又は 16,000 円のいずれか低い方
- ・移住に要した移転費用又は 108,000 円のいずれか低い方

【申請方法】

○申請書に必要書類を添付し、裏面受付窓口へ申請してください。

【添付書類】

○橋本市地方就職支援金交付申請書類一式（HP に掲載）に下記添付書類をつけて申請してください。

添付書類	取得場所	備考
本人確認書類の写し		例：運転免許証、マイナンバーカードなど
在学証明書等の卒業学年であることの確認ができる書類又は卒業並びに修了証明書 (卒業又は修了日が就業開始日から 1 年以内に発行されたもの)		
補助金振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し等		金融機関名・本支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名を確認できるもの
交通費の領収書・移転費の領収書		※引越し業者又は運送業者への支払い分のみ
移住元の住民票の写し等	住所地の市区町村役場等	東京圏内へ在住又は在住していたことがわかるもの（賃貸契約書など）
市税完納証明書 ※課税がなければ非課税証明	住所地の市区町村役場	※直近の完納証明書もしくは滞納がないとわかる証明書（※課税がなければ非課税証明書）
和歌山県内を中心とした勤務を基本とする採用がわかる資料		募集要項、雇用契約書等

申請受付窓口・問い合わせ先 橋本市移住相談窓口【橋本市 経済推進部 シティプロモーション課内】
電話：0736-33-6106（直通） F A X：0736-33-1665 電子メール：chiikisn@city.hashimoto.lg.jp